

## 資料 1 人吉市環境基本条例

平成25年3月26日条例第6号

私たちのふるさと、人吉市には、人吉球磨の山々と清流球磨川水系、相良700年の歴史が育んだ文化財や地場産業、比類なき価値を持つ肥薩線産業遺産群という世界に誇れる3つの宝物がある。これらはまさに、自然環境と文化産業等の人間生活を調和させてきた先人の営みの賜物である。このような恵まれた地域資源を最大限に活かし、活気と賑わいの中で、市民みんなが健康で笑顔で暮らせることが、私たちのまちづくりの理念である。

私たちには、これまで受け継いできた美しい自然や歴史という宝物を次世代に引き継ぎ、さらに今後、未来へ向けて守っていく責務がある。

しかしながら、今日、人間の活動が環境への負荷となり、山や川を荒廃させ、自然環境の破壊につながる事態や、向こう三軒両隣の精神及び思いやりに欠ける迷惑行為が生活環境を悪化させる問題が生じている。また、資源やエネルギーの浪費などの環境を顧みない活動が地球温暖化につながり、異常気象による災害の発生という形で私たちに降りかかってきている。

私たちは、自らが自然の生態系の一部であり、人吉市が地球の一部であることを強く認識しなければならない。私たちがそれぞれの責務と役割を果たしていくことにより、良好な環境の保全、回復及び創出が図られ、持続的に発展できる社会づくりが可能となる。

ここに、安らぎと潤いある快適な生活環境を確保し、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよしの実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市における良好な環境の保全等に関する環境政策の理念及び施策の基本となる事項を定め、市、市民等(市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。以下同じ。)及び事業者(市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、自然環境と人間生活が共に輝く美しき千年都市ひとよしの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用用語は、次項に定めるもののほか、環境基本法(平成5年法律第91号)で使用用語の例による。

2 この条例において、「環境の保全等」とは、多様な生命が生存できる基盤としての人吉球磨の山々と清流球磨川水系等の自然環境及び循環型社会を維持できる産業、伝統、文化等の社会環境の調和した良好な環境を保全、回復及び創出する人々の営みをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、本条例の目的及び次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)により行わなければならない。

- (1) 市民等が、健康で文化的に笑顔で生活する上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 自然と人間との共生が、将来にわたって維持されること。
- (3) 市、市民等及び事業者は、環境の保全等に関し、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取組を行うこと。
- (4) 循環型社会の形成等により、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 市、市民等及び事業者は、地域の環境が地球全体の環境にも関わっていることを理解し、地球環境の課題を自らのものであると認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において積極的に取組を行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、本条例の目的及び基本理念ののっとり、自然的又は社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、自らが行う全ての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全等に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全等に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。
- 4 市は、市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等による環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、本条例の目的及び基本理念ののっとり、日常生活において、生活排水等による水質汚濁の防止、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等良好な環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民等は、環境美化活動、資源回収活動その他の環境の保全等に関する活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。
- 3 市民等は、地域において良好な近隣関係の形成に努めるとともに、協力して安全安心及び快適な地域環境づくりを行うものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、本条例の目的及び基本理念ののっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減及び環境の保全等に自ら進んで努めるとともに、公害の防止、廃棄物の適正処理及び環境の保全等のために、自らの責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、関係法令、条例、規則等を遵守するとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。
- 3 事業者は、地域において良好な近隣関係が形成できるように、良好な環境づくりに配慮するとともに、環境の保全等に係る紛争が生じたときは、

その解決に努めるものとする。

4 事業者は、地域において良好な環境を創造するために協力するものとする。

(基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針(以下「基本方針」という。)により総合的かつ計画的に施策を行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるよう努めること。
- (2) 生活や活動に伴う騒音、振動、悪臭その他環境の汚染を防止し、並びに緑化及び環境美化を推進し、生活環境が快適な状態に保持されるよう努めること。
- (3) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用を推進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会の実現に努めること。
- (4) 人と野生生物の適切な関係の構築について理解し、野生生物の生息場所又は生育環境に配慮するとともに、生態系の多様性の確保、動植物の保護管理その他豊かな自然環境の保全に努めること。
- (5) 歴史的及び文化的遺産と自然環境を保持し、その活用を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある快適環境が保全、回復及び創造されること。
- (6) 地球温暖化の防止その他地球環境保全の推進に努めること。

(環境の保全等に関する教育、学習等)

第8条 市は、市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等が、自ら環境の保全等についての理解を深め、それぞれの立場において責任ある行動がとれるようにするため、これらの者に対し、環境の保全等に関する教育及び学習の機会を提供するとともに、環境の保全等に関する広報活動を充実するよう努めるものとする。

2 前項の教育及び学習の機会の提供に当たっては、幅広い年代にわたり継続して学ぶことができるよう配慮するものとする。

(環境基本計画)

第9条 市長は、基本方針の実現を図るため、人吉市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標、施策の方向性及び評価方法
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、人吉市環境審議会(人吉市環境審議会条例(平成6年人吉市条例第5号)第1条に規定する人吉市環境審議会をいう。)の意見を聴かなければならない。

4 前項の市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等の意見は、基本理念に則したものでなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(情報の公表)

第10条 市長は、本市の環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策を定期的に公表しなければならない。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、市内の緊密な連携及び施策の調整を図り、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(指導等)

第12条 市は、良好な環境の保全等を図る上において、これを著しく阻害し、又はそのおそれがある者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(国等との連携等)

第13条 市は、環境の保全等に関する施策を実施するに当たっては、国、県、他の市町村及び関係団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 市は、市の良好な環境を確保するために必要と認められる場合には、国、県、他の市町村及び関係団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

3 市は、第7条の規定により施策を行うに当たっては、市内のみならず、近隣の市町村や水系を含めた広域的な観点に立って環境の保全等が図られるように努めなければならない。

(協働)

第14条 市、市民等、事業者並びにこれらの者の組織する民間団体及び地域住民等は、環境の保全等に関する活動を協働して推進しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 資料 2 人吉市生活環境保全美化条例

平成26年3月25日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、人吉市環境基本条例（平成25年人吉市条例第6号。以下「基本条例」という。）の趣旨に基づき、生活環境保全及び環境美化について必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が協働して、清潔で美しく快適な生活環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、基本条例に規定する用語の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 土地及び建造物等の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (2) 公共の場所 道路、河川（河川敷を含む。）、水路、公園、広場、駅その他市民等が利用し、又は通過することができる場所をいう。
- (3) 公共の場所等 公共の場所及び他人の土地又は建造物等をいう。
- (4) 生活環境保全 公衆衛生上支障がなく、人の健康及び財産等に影響がない生活環境を保つことをいう。
- (5) 廃棄物 ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。
- (6) 環境美化 生活環境を清潔で廃棄物がなく、美しい状態を保つことをいう。
- (7) 空き缶等 空き缶、空きびんその他飲食物品を収納していた容器及びたばこの吸殻、ガムの噛みかす、包装紙、収納袋その他これらに類するものをいう。
- (8) ポイ捨て 公共の場所等において、散乱の原因となるような方法で空き缶等を投棄し、又は放置することをいう。
- (9) 飼養 犬、猫その他愛玩動物（以下「犬等」という。）を自らの管理下に置き、給餌及び排泄物等の適切な処理を行い、健康的かつ衛生的に飼育することをいう。
- (10) 飼い犬等 飼い主（一時的に飼養する者を含む。以下同じ。）が飼養する犬等をいう。
- (11) 不良な状態 廃棄物又は繁茂した雑草若しくは樹木が放置されていることにより、人の健康を害し、生活環境に著しい障害を及ぼし、又はそのおそれがある状態をいう。

(市の責務)

第3条 市は、清潔で美しく快適な生活環境づくりを推進するために必要な施策（以下「施策」という。）を実施し、市民等、事業者及び所有者等に対する生活環境保全及び環境美化に関する意識の向上及び啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するとともに、基本条例第5条に規定する市民等の責務の遵守並びに自らが生活し、活動し、又は通過する場所の生活環境保全及び環境美化に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するとともに、基本条例第6条に規定する事業者の責務の遵守並びに事業所及びその事業活動に使用する場所の周辺的生活環境保全及び環境美化に努めるものとする。

2 事業者は、その従業員に対し、生活環境保全及び環境美化に関する意識の向上並びに啓発を行うように努めるものとする。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、当該土地及び建造物等内において生活環境上及び美観上支障を来すことのないよう、適切な管理のもと生活環境保全及び環境美化に努めるものとする。

2 所有者等は、当該土地及び建造物等内が不良な状態にならないように努めるものとする。

(ポイ捨て及び投棄の禁止)

第7条 何人も、ポイ捨てを行ってはならない。

2 何人も、公共の場所等に廃棄物を投棄してはならない。

(喫煙時の遵守事項)

第8条 市民等は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共の場所で喫煙をしないよう努めなければならない。

- (1) 歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき。
- (2) 吸殻入れが設置されていない場所で吸殻入れを携帯していないとき。

(飼い主の遵守事項)

第9条 飼い主は、飼い犬等が周辺的生活環境を損なわないよう努めなければならない。

2 飼い主は、飼い犬等の飼養をやめようとするとき、又は飼養できないときは、自らの責任において新しい飼い主を探す等適切な措置を講じなければならない。

3 飼い主は、飼養する犬を敷地外に連れ出すときは、咬(こう)傷害又はふんにより公共の場所等が汚されることを防止するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 丈夫な綱、鎖等でつなぐこと。
- (2) 散歩などで移動させるときは、排せしたふんを持ち帰ること。

4 飼い主は、猫その他愛玩動物について、前項第2号に規定する事項を遵守するよう努めるものとする。

5 飼い主は、飼養する犬が敷地外に逃げ出す(一時的に敷地外に出る場合を含む。)ことがないように必要な措置を講じなければならない。

(給餌行為の禁止)

第10条 何人も、自ら飼養する意思又は能力がないときは、飼い主がいない犬等及び野生の動物に餌付けするなどみだりに給餌行為をしてはならない。ただし、一時的に保護する場合を除く。

(屋外焼却行為の禁止及び制限)

第11条 何人も、廃棄物を屋外において焼却してはならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条の2各号の規定により焼却する場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により焼却する場合は、近隣の生活環境保全に努めるものとする。

(調査)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者又はその事象を把握したときは、調査することができる。

- (1) 第7条、第10条又は前条第1項に規定する禁止行為を行っている者
- (2) 第9条第2項又は第3項に規定する遵守事項を守らない者

2 前項に規定する調査に関係がある所有者等は、当該調査に協力するものとする。

3 第1項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要ときは関係者に提示しなければならない。

(助言又は指導)

第13条 市長は、前条に規定する調査の結果、良好な生活環境が損なわれていると認めるときは、その原因となる行為を行った者(以下「原因者」という。)に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第14条 市長は、原因者が前条の規定による助言又は指導に応じないときは、当該原因者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該原因者が正当な理由なく勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 勧告に従わない者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告の対象である生活環境が損なわれている場所
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る原因者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

第16条 市長は、良好な生活環境保全及び環境美化のために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する保健所、警察署、消防署その他の関係機関に協力を求めることができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

## 資料3 人吉市環境審議会設置条例

平成6年3月22日条例第5号

改正 平成25年3月26日条例第7号（一部記載略）

### （設置）

第1条 環境行政の円滑な運営を図るため、人吉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### （所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 環境の保全に関すること。
- (2) 公害防止に関すること。
- (3) 廃棄物対策に関すること。
- (4) 環境基本計画に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(平25条例7・一部改正)

### （組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する審議員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

2 審議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の審議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 その職にあるために審議員となった者の任期は、その在職期間とする。

(平13条例13・一部改正)

### （会長）

第4条 審議会に会長を置き、審議員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する審議員がその職務を代理する。

### （特別委員会）

第5条 会長は、第2条に掲げる事項のうち特別の事情がある事項について調査、審議等を行わせるため必要があるときは、審議会に特別委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、会長が指名する審議員をもってこれに充てる。

3 前項に規定する者のほか、市長は、必要に応じ市民のうちから会長の推薦を経て、委員を別に委嘱することができる。

4 委員会は、当該特別の事情がある事項に関する調査、審議等が終了したときは、解散するものとする。

### （会議）

第6条 審議会は会長が、委員会は委員長が招集する。

2 審議会及び委員会は、審議員又は委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会及び委員会の議事は、出席した審議員又は委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は委員長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長及び委員長は、審議員又は委員として議決に加わることができない。

### （庶務）

第7条 審議会及び委員会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(平16条例30・平20条例34・一部改正)

### （委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附則一部記載省略

附 則(平成25年条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。